

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和5年5月16日（火曜日）
開 会 午後 1時09分
閉 会 午後 1時51分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 11人

座 長 大 島 満

副 座 長 飯 山 勝 彦

委 員 金 岡 貴 裕

// 柏 佳 枝

// 織 田 伸 一

// 江 西 照 康

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 谷 口 寿 一

// 尾 上 一 彦

// 高 田 重 信

4 欠席委員 2人

委 員 金 谷 幸 則

// 赤 星 ゆかり

(代理出席 吉 田 修)

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

6 協議結果について

(1) 各派代表者会議の構成について

(提案の趣旨：各派代表者会議は、2人、1人会派の代表であっても議決権を持たせる。)

意見の一致は見られなかった。

(各派代表者会議は忌憚のない意見が交わされており、最大会派の意見が少数会派の意見で阻害される構成ではないため、2人以下の会派にも議決権を付与してもよいのではないかという意見があった。その一方で、各派代表者会議は各会派の意見調整の場であり、意見がまとまらない場合は次の会議で引き続き検討されており、また、各会派の意見をしっかりと述べる場となっているといった意見や、多数決で決めざるを得ないことも考えられ、合理的に進めていくためにも問題はないとの意見など、現状どおりでよいのではないかとの意見が大勢を占めた。)

(2) 議会運営委員会の構成について

(提案の趣旨：議会運営委員会は、2人、1人会派も議論に参加できるオブザーバーとする。)

意見の一致は見られなかった。

(2人以下の会派は事前に申出をしなければ発言できないことから、議決権はなくとも自由に発言できるよう改善してほしいという意見があった。その一方で、2人以下の会派であっても発言をする手段はあることから、現状どおりでよいのではないかとの意見が大勢を占めた。)

7 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

 今日は、金谷委員、赤星委員から、都合により欠席するとの連絡がありましたので、御報告いたします。なお、富山市議会改革検討調査会規程第11条に基づき、吉田議員が赤星委員の代理という立場で出席されています。

 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に織田委員、江西委員を指名いたします。

 協議に入ります前に、令和5年度最初の議会改革検討調査会であり、新しく委員になられた方もいらっしゃることから、本検討調査会について改めて確認させていただきます。

 本検討調査会は議長からの諮問を受けて、議会改革、議会活性化等について協議を行うことを目的として平成21年度に設置され、各会派からいただいた検討項目について、順次協議しております。

 協議については、必ずしも採決をとることはせず、本検討調査会の総意や一定の方向性を議長に答申し、その後、案件の性質、内容によって、各派代表者会議または議会運営委員会に回付され、そこで最終決定をしていただいております。

 今任期の検討項目として、お手元に配付のとおり各会派から27項目を御提案いただきました。

 検討項目につきましては、前任期中と同様に、取り扱う事項をそれぞれ短期的課題、中期的課題、長期的課題と分類し、順次検討を行っていくこととしております。

 ここで、本検討調査会のこれまでの検討状況について報告するとともに、今任期の成果である委員会記録の保存・公開について、配付した資料に基づいて事務局から説明させていただきます。

議事調査課長 〔資料1から5について説明〕

座長 次に、今年度の会議の進め方についてですが、昨年

度と同様に、まず、提案のあった会派から提案理由説明を行い、次に、不明瞭な点についての質疑、その後、委員からの意見をお聞きするという流れで進めていきたいと思えます。
そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それではそのように決定いたします。
それでは、検討項目の協議に入りたいと思えます。
初めに、協議事項の1番目、各派代表者会議の構成についてであります。
まず、提案会派であります日本共産党の吉田議員から提案理由の説明をお願いします。

吉田議員 検討項目の概要・要旨に記載してありますとおり、各派代表者会議は、2人会派、1人会派であっても議決権を持たせるべきではないかということでもあります。
現在は、2人以下の会派はオブザーバー参加で発言はできるが、議決権はない状態となっているので、議決権を付与すべきだと考えています。
赤星委員からも聞いていますとおり、各派代表者会議では、やみくもに多数決はしない運営が既になされており、非常にいい雰囲気、忌憚のない意見が交わされているとのことですが、この各派代表者会議においては全ての会派の合意が必要で、議会全体の問題は全会派一致を原則として行うべきであると考えます。
2人以下の会派に議決権を持たせたとしても、大きな混乱もないし、全会派の合意で物事を進めることができますので、ぜひ議決権を付与していただきたいということが提案理由であります。

座長 ただいま提案のあった件について、質疑はありますでしょうか。

高田委員 赤星委員も各派代表者会議に参加されていますが、

今まで挙手採決を要した案件というものが、あまりなかったような気がします。

その上で、議決権を求めるという趣旨についてお伺いします。

吉田議員 採決で決めるようなことはなく、意見が不一致であれば、引き続き検討しましょう、各会派に持ち帰りましょうと運営されてきていることは事実であります。

しかし、今後意見が一致せず、多数決で決めたいという強い意向があった場合に、2人以下の会派が発言はできるが、賛否には加われない現在の状態は正常ではないという思いがあります。

座長 ただいまの高田委員からの質疑は、挙手採決となった案件はあまりなかったのではないかとということでありましたが、踏み込んで答弁していただきました。各派代表者会議で挙手採決で決定した案件について、事務局で把握しておりますか。

議事調査課長 ここ最近ではなかったかと思えます。

座長 ほかに質疑はないようですので、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

高田委員 今ほどの状況もありますし、各派代表者会議は各会派の意見調整の場ということが大きな目的であって、各会派の意見が出されて、その中でまとまらない場合は、次の会議に持ち越すなどの運営がされてきています。各会派のそれぞれの立場での意見は、各派代表者会議の場でしっかりと発表されてきていると思っておりますので、今、議決権の付与について議論する必要はなく、現状維持でいいと思えます。

江西委員 各派代表者会議は報告事項だけではなく、どうするのか決める会議でもあります。議決というと仰々しくはありますが、決定事項はたくさんあります。目先で何かを決定しなければならない事項が中心で、

採決で決めざるを得ないこともあるとは思いますが、吉田議員の主張も分からないではないのですが、合理的に物事を進めていくために、今までどおりの進め方で問題はないと思います。現状どおりでいいのではないかという思いであります。

谷口委員 そもそも民主主義の基本である多数決で物事を決めていくということが前提であれば、全会一致はなかなか難しいことだと思います。私は1人会派ですが、1人会派の意見が通らないということは多数決の論理から考えれば仕方がないことで、ここであえて議決権を付与してもらっても結果は変わらないと思いますので、現状どおりでいいと考えます。

吉田議員 幸か不幸か、議決権を付与しても結果は変わることはないという状況ですが、市民の目から考えれば、各派代表者会議は人数の多い少ないにかかわらず、各会派の代表者が集まる会議であるべきだと思います。各派代表者会議には最大会派である富山市議会自由民主党からは4人が参加されていて、例えば日本共産党が反対したとしても、最大会派の意向が通るような構成となっています。全会一致で物事が進んでいけばいいのですが、今後そうではないこともあるかもしれません。最大会派の意向が少数会派の意見で阻害されるような構成でもありませんし、議決権を付与していただいても物事が進まないということはないと考えます。

谷口委員 物事が進まないということはないですが、多数会派の意見が通っていくことは仕方がないことだと思います。

高田委員 各派代表者会議の構成は、会派の人数に合わせて決めていくことが1つのルールだと考えていますので、そのあたりも御理解いただければと思います。

東委員 皆さんの話を聞いておりますと、最近では挙手採決を要する案件もないようですし、これまで問題となるようなことがなかったとのことですので、早急に決める必要はないと思います。
現状維持として、何か問題があったときに議論をすればよいのではないのでしょうか。

座長 日本共産党の吉田議員の提案について、議決権を持たせた場合に物事を決定するに当たり、かえって十分に意見を聞かれないのではないかという心配もあります。これまでの御意見を踏まえて、ここで皆さんにお諮りいたします。
現状どおりという御意見が多いのですけれども、日本共産党の吉田議員は2人会派、1人会派にも議決権を持たせてほしいという御意見でしたので、意見の一致は見られなかったとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
次に、協議事項の2番目、議会運営委員会の構成についてであります。
まず、提案会派であります日本共産党の吉田議員から提案理由の説明をお願いします。

吉田議員 検討項目の概要・要旨に記載してありますとおり、議会運営委員会については、2人会派、1人会派は傍聴のみとなっておりますので、せめてオブザーバーとして参加し、議決権はなくとも自由に意見を言えるように改善してほしいということです。
現在、議会運営委員会では、2人以下の会派が発言したい場合は、委員会開始の30分前までに委員外議員の発言申出書を提出し、委員長が委員に諮って許可をするという流れになっており、そこで発言が規制されていると。しかも、緊急を要する意見に限られるとなっております。
議会運営委員会については、各派代表者会議と違っ

て、議決権を付与してほしいとまでは言いませんが、せめてオブザーバー参加できるようにしていただき、発言を自由にさせてほしいということが趣旨であります。

座長 ただいま提案のあった件について、質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

高田委員 先ほどの協議事項でも言いましたが、会派の人数は議会運営に当たって、大きなウエイトを占めていると考えていまして、議会運営委員会の位置づけからすると、会派の人数で配分された枠の中で議会運営について意見交換し、協議していくということが重要だと思えます。

先ほど吉田議員もおっしゃったように発言申出書など発言する手段は残っているので、それを活用していただきたいと思えますし、委員長は発言申出書の趣旨を踏まえながら、少数会派に意見を述べてもらっていると理解しております。

やはり会派の人数という基準は守るべきで、議会運営委員会においても重要なことであると思えますので、現状どおりでいいと私は考えます。

谷口委員 現状どおりでいいと思えます。

現実的なことではないですが、例えば1人会派が十も二十もできたらどうするのかという問題もあります。

今も決して発言ができない状況ではありませんし、現状で特に問題ありません。

江西委員 会派の人数が少なければ、全ての常任委員会に参加できるわけではありませんので、議会運営委員会での自由な発言については、会派の拡大を狙って参加

していただくというように、ある意味、今までどおりの流れで、現状どおりでいいかと思えます。

東委員 この場で2人会派、1人会派から、このような不都合があるのだ、だから改革したいのだという強い意見があれば直ちに検討していく必要があると思えます。しかし、そういった意見もないですし、また、先ほど谷口委員がおっしゃったような問題もあります。現状、発言する方法もありますので、それを生かしていただければいいと考えます。

尾上委員 私は2人会派なのですが、これまで特段都合の悪いこともありませんでしたので、現状どおりでいいと思えます。

吉田議員 私は議会運営委員会に参加したことはありませんが、各派代表者会議、議会運営委員会の雰囲気は以前と比べると大変よくなっていて、高田委員がおっしゃったように、意見を言いにくい、押さえつけられるような運営もされていないと、赤星委員も先日の打合せで言っておりました。悔しかったら3人以上の会派になればいいという意見もあると思えますが、事前に申出をしなくても自由に発言できるようにしていただきたいと思っています。その時々で感じることもあって、妨害するために発言するわけではありませんし、3つに1つくらいは建設的な意見もあります。

（「3つとも建設的な意見にしてください」と発言する者あり）

吉田議員 自由に発言できるようにしていただきたいと強く思います。

座長 大多数の意見は現状どおりであります。吉田議員は提案どおりオブザーバーとして参加できるようにしてほしいという御意見ですので、意見の一致は見

られなかったとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
本日、御協議いただいた検討項目につきましては、私から議長に報告することといたしますので、御承知おき願います。
次回の開催日程については、正・副座長で協議して、改めて御案内したいと思えます。
また、次回の協議事項は、公明党提案の1、大学とのパートナーシップ協定と立憲民主市民の会提案の13、富山大学図書館との連携を予定したいと思えますが、いずれも富山大学との連携により政策立案機能の強化を図るものでありますので、2つを併せて協議したいと思えますが、よろしいでしょうか。

高田委員 今回の件はそれでよろしいかと思えます。
通年議会の導入について、昨年度からの継続協議となっていて、各会派で話し合っていることと思えます。私は早く結論を出すべきだと思えますので、次回の協議事項に加えていただけませんか。

座長 分かりました。
この検討事項は、立憲民主市民の会提案ですので、東委員にお伺いしますが、会派としてはどのようなお考えですか。

東委員 通年で定例会を開催することで、専決も減りますし、その案件についても議会で議論していくことで、監視機能を高めることができます。
立憲民主市民の会としては、是非とも進めていきたいという思いであります。

座長 それでは継続協議となっております通年議会の導入について、委員の皆さんには昨年協議した際の議事録を読み込んでいただくこととしまして、次回の協議事項に加えるかどうかお諮りいたします。

次回は、大学との連携についての検討項目2つを併せて協議及び通年議会の導入について協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。

尾上委員 公明党提案の大学とのパートナーシップ協定について、大学と聞いてぱっと思いつくのは富山大学ですが、大学はほかにもあります。これは富山大学に限定して考えてもいいのでしょうか。

座長 私が発言する前に公明党の御意見をお伺いしたいと思います。

柏委員 会派で確認してからお伝えしたいのですが、よろしいでしょうか。

座長 最初にこの提案があったときの御説明では、富山大学や富山県立大学などの大学がある中で、特に富山大学と富山市との関係が深いということだったと思います。また、今、富山大学には公共交通に関して日本のエキスパートもいらっしゃいまして、富山市の政策にも大きく影響することから、パートナーシップ協定と図書館の利用という小さな項目ではなく、富山大学に絞って大学との連携として協議してはどうかと提案したところであります。公明党との協議が十分ではなかったようですので、再度会派で御確認していただけますでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

座長 次回の検討調査会で、富山大学に絞って協議してよろしいですかと諮ってから協議するとなると困るのですが、進め方はいかがいたしましょうか。

高田委員 公明党提案の大学とのパートナーシップ協定については、座長がおっしゃったように、富山大学に絞って協議するというような内容だったと思います。もう一度公明党内で確認していただいて、座長からも提案の趣旨を伝えていただけますか。

座長 公明党には、富山大学に絞って大学との連携を検討事項としたい旨を説明しておりました。柏委員にもお伝えいただきたいと説明したつもりだったのですが、十分に伝わっていなかったようです。公明党には十分確認していただいた上で、今回は、富山大学との連携について協議事項としたいと思います。

江西委員 公明党の意見を聞いてみてからはなりますが、大学との連携が知見を得るためという理由であればそれでいいと思います。開かれた議会としての一面からパートナーシップ協定を結ぶという考えもありますので、議題としては、はなから開かれた議会ということではなく、専門的な知見を得たいという趣旨での議論としたいという御提案でしょうか。

座長 私はそのように思っております。皆様よろしく願いいたします。以上で協議事項は終了いたしました。最後に、その他として、報道でもありましたが、高岡市議会が今年度から導入したオンラインによる委員会開催、長期欠席による議員報酬の減額について、委員各位に御紹介したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、事務局に資料を配付していただきます。

事務局 〔資料を配付〕

議事調査課長 ただ今配付させていただきましたものは、高岡市議会が今年度から導入されました、オンラインによる委員会開催及び長期欠席による議員報酬の減額などに関する規則や条例の一部改正等の資料でございます。
座長からの依頼を受け、高岡市議会事務局から提供していただいたものであります。

座長 皆様に情報提供させていただきましたが、富山市議会ではタブレット端末が各議員に配付され、オンラインによる会議の環境が整ったところであります。高岡市議会では、条例等を改正し、委員会でのオンラインによる出席を認めたとのことです。それから、長期の無断での欠席、理由のない欠席について議員報酬の減額ができるようにしたということでありました。
今後、いろいろな議員が誕生することを考えたときに、議会に全く出席しない議員が現れかねない時代となったものですから、情報提供させていただきました。
何か御質問はありますでしょうか。

谷口委員 ただいま長期欠席について紹介を受けたことに関連して、本年3月の各派代表者会議でも述べましたが、本日も2人が欠席でありまして、いろいろな会議で欠席が目立っています。
様々なことを決めていくに当たって、当然病気や身内の不幸などやむを得ないことはあるとは思いますが、まずは議員としての姿勢を正していかないと、このような条例をつくっても意味がないのではないかという思いであります。
また会派へ持ち帰っていただいて、今後、各会議へ出席していただきますようお願いいたします。

江西委員 事務局に確認したいのですが、高岡市議会の条例改正の中で、オンライン出席した場合は費用弁償を支給しないとありますが、高岡市議会では費用弁償は支給されているのでしょうか。

座長 事務局へは資料を取り寄せてくださいとお願いしただけですので、あまり詳しくは調べてもらっていません。

吉田議員 長期欠席とはどのくらいの期間なのでしょうか。

座長 そのことについても、事務局は資料を取り寄せただけですので……。ほかにないようですので、これをもって本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

令和5年5月16日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 大 島 満

署名委員 織 田 伸 一

署名委員 江 西 照 康